

## 修正（案）

### 4. 開催等

(4) 議長は、協議の場の協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

(4-2) 議員は、議長に対して、分科会の開催を求めることができる。

(5) 分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。